

## のれんの会計処理と会計観

～ 収益費用観と資産負債観の会計制度上の混乱 ～

内 藤 高 雄

### 1 序

2015年6月、企業会計基準委員会（以下、ASBJと略称する）は修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）として、企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」を公表した。これはわが国におけるエンドースメントされたIFRS（International Financial Reporting Standard：国際財務報告基準、以下IFRSと略称する）であると言える。

周知のように、当初は2015年にもIFRSを強制適用すると思われていたわが国は、2011年6月、当時の自見庄三郎金融担当大臣が、IFRS強制適用の延期を表明した。そしてその翌年の2012年7月には企業会計審議会が「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」を、さらに2013年6月には「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下、「当面の方針」と略称する）を公表した。

この「当面の方針」で企業会計審議会は、IFRS強制適用の是非についてはまだ判断する時期ではないとし、IFRS任意適用の積み上げをはかることを目指すとしている。そしてそのための対応策として、任意適用要件の緩和や単体開示の簡素化とともに、エンドースメントされたIFRSの仕組みを設

けることについて言及している。

企業会計審議会は「当面の方針」で、IFRSを何ら変更なくそのまま適用するというピュアなIFRSは維持することを明言している。その上で、多くの国・地域でエンドースメント手続（自国基準へのIFRSの取込み手続）が導入されていることを考慮し、「『あるべきIFRS』あるいは『我が国に適したIFRS』といった観点から、個別基準を一つ一つ検討し、必要があれば一部基準を削除又は修正して採択するエンドースメントの仕組みを設けることについては、（中略）我が国における柔軟な対応を確保する観点から有用であると考えられる<sup>1)</sup>」と論じている。

以上のような方針に基づき、ASBJは2013年7月に作業部会を設け、エンドースメント手続を開始した。この手続は2012年12月31日現在でIASBにより公表されている13のIFRSなど、IASBにより公表されている会計基準等を対象に行われ、以下の4つの項目について、会計基準に係る基本的な考え方に重要な差異があるものとして、懸念が示された。

- ① のれんの非償却
- ② その他の包括利益（OCI）のリサイクリング処理及び当期純利益（純損益）に関する項目
- ③ 公正価値測定の範囲
- ④ 開発費の資産計上

このうち、③および④については「削除又は修正」を最小限にするという観点から、「削除又は修正」をしないという結論となった。したがって①と②についてのみ、エンドースメント手続が行われることになった<sup>2)</sup>。その結果、IFRSが採用するのれんの非償却を「あるべきIFRS」あるいは「我が国に適したIFRS」といった観点からエンドースメントし、公表された基準が、修正国際基準第1号である。

しかしながらその結果は修正国際基準という極めて曖昧な名称になってしまった。もともとこの修正国際基準を、わが国では日本版IFRSと呼ぶことを考えていたが、結果的にはIFRS財団からIFRSの文言を使用することを

拒否されてしまった。IFRS財団は、修正国際基準はIFRSとは似て非なるもの、IFRSとは呼べないものであるという評価を下したのである。何故IFRS財団は修正国際基準について、IFRSとは似て非なるものであるという判断をしたのであろうか。またそもそものれんの会計処理を巡る、わが国とIFRSの会計観の差異はどこにあるのであろうか。会計観とそれに基づく現実の会計制度は首尾一貫しているのであろうか。

そこで本稿ではのれんの会計処理を巡るわが国とIFRSの会計処理の差異、およびその根本に存在する会計観の差異について考察していくことにする。まず次節においては、IFRS・わが国の両者におけるのれんの会計処理の規定について考察していくことにする。

## 2 IFRSとわが国におけるのれんの会計処理規定

現行のIFRSにおけるのれんに関する会計処理規定は、IFRS第3号「企業結合」(Business Combinations)<sup>3)</sup>に記載されている。すなわちIFRS第3号ではのれんについて、以下のように定義している。

「企業結合時に取得企業は、次の(a)が(b)を超過する額として測定した、取得日時点ののれんを認識しなければならない。

(a) 次の総計

- (i) 本基準に従って測定した、移転された価格。これは通常、取得日公正価値が要求される。
- (ii) 本基準に従って測定した、被取得企業のすべての被支配持ち分の金額
- (iii) 段階的に達成される企業結合の場合には、取得企業が従来保有していた被取得企業の資本持分の取得日公正価値

(b) 本基準に従って測定した、取得した識別可能な資産および引き受けた負債の取得日における正味の金額<sup>4)</sup>」

以上のようにのれんについて定義したうえで、その測定については、「企

業結合で取得した資産、引き受けたか又は発生した負債、及び発行した資本性金融商品についての事後の測定及び会計処理の指針は本基準が示している」として、再取得した権利、取得日時点で認識された偶発負債、補償資産、条件付対価とともに、企業結合で取得した資産としてののれんについて本基準が測定について定めていることを明記している<sup>5)</sup>。

さらにこのIFRS第3号54項を受けて、適用指針第63号においてのれんの具体的な測定について定めている。すなわち「国際会計基準（International Accounting Standard：以下IASと略称する）第38号<sup>6)</sup>は、企業結合で取得された識別可能な無形資産の会計処理を定めている。取得企業はのれんを取得日時点で認識し、減損損失累計額を控除した金額で測定する。IAS第36号<sup>7)</sup>は、減損損失の会計処理を定めている<sup>8)</sup>」としている。

以上のIFRSの規定を受けて、すでに公表されていたIAS第36号および第38号の修正が行われた。修正後のIASにおいては、まず、「無形資産」についての基準であるIAS第38号は、無形資産の定義について、① 支配（control）、② 将来の経済的便益（future economic benefits）、③ 識別可能性（identifiability）の3つの要件を満たすものとしている<sup>9)</sup>。このうち第3の識別可能性については、明らかにのれんを他の無形資産と区別するためのものである。すなわち「無形資産の定義は、のれんと区別するために無形資産が識別可能であることを要求している。企業結合で認識されるのれんは、企業結合で取得した他の資産のうち個別に識別されず独立して認識されないものから生じる将来の経済的便益を表す資産である<sup>10)</sup>」としている。そしてそこから企業結合で取得したのれんについては、IFRS第3号の適用範囲内であるとして、IAS第38号の適用対象外であるとしているのである<sup>11)</sup>。

IAS第38号はまた、無形資産の認識の項で、「無形資産の会計処理は耐用年数を基礎とする。耐用年数を確定できる無形資産は償却し、耐用年数を確定できない無形資産は償却しない<sup>12)</sup>」としている。そして「耐用年数を確定できない無形資産は償却してはならない<sup>13)</sup>」とし、「IAS第36号に従って、企業は、耐用年数の確定できない無形資産について、当該資産の帳簿価額と

回収可能価額との比較により、(a) 毎年、かつ、(b) 当該無形資産に減損の兆候がある場合はいつでも、減損テストを行うことを要求される<sup>14)</sup>』としている。そしてまさにのれんがこの耐用年数を確定できない無形資産に当てはまると考えられる。

次いで「資産の減損」についての基準であるIAS第36号は、まず、「企業結合で取得したのれんについて、(中略)、減損テストを毎年実施しなければならない<sup>15)</sup>』としている。そしてのれんを企業結合取引が生じた年度の末日までに、あるいは完了できない場合には、取得日以後開始する最初の年度の末日までに、取得企業の資金生成単位へ配分した<sup>16)</sup>上で、毎年同時期に減損テストを実施し<sup>17)</sup>、回収可能価額が当該単位の帳簿価額を下回る場合にのみ、減損損失を認識する<sup>18)</sup>ことを要求している。さらに「減損している可能性を示す兆候がある場合にはいつでも<sup>19)</sup>」、帳簿価額と回収可能価額を比較することによって減損テストを行うことを要求している。また「のれんについて認識した減損損失は、以後の期間において戻し入れをしてはならない」と規定<sup>20)</sup>しているのである。

要するに現行のIFRSでは、企業結合で取得したのれんについては償却はせず、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年同時期に必ず減損テストを実施し、減損が生じている時にのみ、減損損失を認識するという会計処理になっている。

これに対してわが国における企業結合で取得したのれんの会計処理の現行の基準は、ASBJの企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」<sup>21)</sup>が規定している。企業会計基準第21号では企業結合で取得したのれんの会計処理について、「のれんは、資産に計上し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる<sup>22)</sup>』としている。そして企業会計基準適用指針第10号において、以下の詳細な留意事項を挙げている。

- 「(1) のれんの償却開始時期は、企業結合日となる。なお、みなし取得日による場合には、当該みなし取得日が四半期首であるときには、償却開始は四半期首からであり、四半期末であるときには翌四半期首からとなる。
- (2) のれんを企業結合日に全額費用処理することはできない（ただし (4) の場合を除く。）。
- (3) のれんの償却額は販売費及び一般管理費に計上することとし、減損処理以外の事由でのれんの償却額を特別損失に計上することはできない。
- (4) 「のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる」(企業結合会計基準32項) とされている。当該費用の表示区分は販売費及び一般管理費とする。
- (5) 関連会社と企業結合したことにより発生したのれんは、持分法による投資評価額に含まれていたのれんの未償却部分と区別せず、企業結合日から新たな償却期間にわたり償却する。
- (6) のれんの償却期間及び償却方法は、企業結合ごとに取得企業が決定する<sup>23)</sup>」

このようにわが国では、企業結合で取得したのれんについて、無形固定資産に計上し、重要性が乏しい場合を除けば、20年以内に、その効果が及ぶ期間にわたって、定額法などの合理的な方法で償却することが大原則である。その上で「のれんの未償却残高は減損処理の対象となる<sup>24)</sup>」のである。

企業会計基準適用指針第10号はさらに「(1) 取得原価のうち、のれんやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額になる場合、および(2) 被取得企業の時価総額を超えて多額のプレミアムが支払われた場合や、取得時に明らかに識別可能なオークション又は入札プロセスが存在していた場合<sup>25)</sup>」に企業結合年度においても減損の兆候が存在すると考えられる時があることを指摘しており、また、「のれんの減損損失を認識すべきであるとされた場合には、減損損失として測定された額を特別損失に計上することになる<sup>26)</sup>」としている。

以上のように企業結合で取得したのれんの会計処理については、IFRSと

わが国では大きな差異が存在している。そこで既述のようにIFRS第3号が採用するのれんの非償却を、「我が国に適したIFRS」といった観点からエンドースメントし、企業結合で取得したのれんを20年以内に償却する形で修正・削除を行うことを求めて公表された基準が、修正国際基準第1号である。しかしながら結果的にはIFRS財団からIFRSの文言を使用することを拒否されてしまったのである。そこで次節においてはIASBが企業結合で取得したのれんについて償却せず、每期必ず減損テストを行う会計処理を選択した理由について考察していくことにする。

### 3 IASBがのれんの非償却処理を選択した理由

さて、IASBはなぜ企業結合で取得したのれんについて、非償却・每期減損テストの処理を選択したのであろうか。このことは換言すれば、なぜ償却処理を否定したのであろうか、ということになる。

もともとIASBは当初から企業結合で取得したのれんの会計処理について、現行のIFRSの規定のように非償却・每期減損テストの処理を選択していたわけではない。旧基準であるIAS第22号<sup>27)</sup>では、まず、「取得原価が取得した識別可能な資産・負債の交換取引日現在の公正価値に対する取得企業の持分を超える額は、のれんとして表示し、資産として認識されなければならない<sup>28)</sup>」と企業結合で取得したのれんを定義した。そして企業結合で取得したのれんは償却が強制され、償却期間は1998年の改訂で原則20年以内とされていたのである<sup>29)</sup>。

それでは企業結合で取得したのれんの会計処理が、IFRS第3号の公表とともに、原則20年以内の定額償却から、非償却・每期必ず減損テストを行う会計処理という方向に変化した理由は何であらうか。おそらくそれはアメリカ基準とのコンバージェンスが大きな影響を与えていたように思われる。

もともとIASBは2001年に、「企業結合の会計処理の質を改善し、その国際的コンバージェンスを目指すことを目的として」、最初の審議事項の1つ

として、IAS第22号「企業結合」(1998年改訂)を再検討するプロジェクトに着手した。このプロジェクトは2つのフェーズに区分して行われ、第1フェーズは従来、「パーチェス法」と「持分プーリング法」の両方を認めていた企業結合に対して1つの会計処理方法、すなわち「パーチェス法」の使用を要求したもので、IFRS第3号をIAS第36号および第38号の改訂版と同時に2004年3月に公表した。

一方アメリカでも、会計基準設定団体である財務会計基準審議会(Financial Accounting Standard Board: 以下、FASBと略称する)が同時期に企業結合に関するプロジェクトを実施しており、第1フェーズとして2001年にFASB基準書第141号「企業結合」および基準書第142号「のれんおよびその他の無形資産」を公表した。そしてその結論はIFRS第3号のそれと極めて類似しており、IASBとFASBは一体となって第2フェーズ、すなわち「パーチェス法」を適用する際の指針に取り組むことになるのである。その結果、IASBは2008年に改訂IFRS第3号と改訂IAS第27号「連結および個別財務諸表」を、FASBは2007年に改訂基準書第141号と基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分」を公表したのである<sup>30)</sup>。

そもそもアメリカにおいても、2001年にFASB基準書第141号および142号が公表されるまでは、企業結合で取得したのれんについて償却を行っていた。すなわち1970年に会計原則審議会(Accounting Principle Board、以下、APBと略称する)が公表した意見書第17号「無形資産」では、「のれんや類似の無形資産の原価と有形固定資産の原価について本質は同様として扱う<sup>31)</sup>」ことを要求している。そしてたとえ耐用年数を示す明確な証拠が明らかでなくとも、「無期限に存続する資産があるとしてもそれは極めて少なく、通常の資産はその価値が将来喪失するはずであるため、一定の期間に割り当てて償却する<sup>32)</sup>」という考え方を表明している。その上で、企業結合で取得したのれんについては、40年以内の規則償却が要求されていたのである。

それではIASBおよびFASBが前世紀末よりの企業結合に関する会計基準の改訂にあたり、企業結合で取得したのれんの償却処理から、非償却・每期

減損テストの実施という処理に転換した理由は何であろうか。

「企業結合の会計処理に関するそれぞれのプロジェクトの初期の段階で、IASBおよびFASBは、多くの企業（ほとんどの企業ではないにしても）の資産のうち無形資産が占める割合が増加しつつあることに留意した。両審議会は企業結合で取得した無形資産が、多くの場合、のれんとして認識されている金額に含まれていることに注目した<sup>33)</sup>」のである。その結果、両審議会は財務諸表の意思決定有用性の向上のため、企業結合で取得した無形資産とのれんを区別する基準を設けるという結論に至った<sup>34)</sup>。そしてFASBは基準書第141号に識別可能で信頼性をもって測定できる無形資産はのれんと区別すべきとの基準を設け<sup>35)</sup>、IASBはFASBの基準にさらに契約法律基準と分離可能性基準を開発し、IFRS第3号およびIAS第38号に設けた<sup>36)</sup>。

そこで企業結合で取得したのれんの会計処理であるが、これについてIASBは、IFRS第3号の公表と同時に修正したIAS第36号の付属文書中の「結論の根拠」の「のれんの減損テスト」の項で、のれんの会計処理の変更の根拠について論じている。そこでこのIAS第36号の付属文書を手掛かりとして、IASBの主張を考察していくことにする。

まず、企業結合で取得したのれんについての会計処理方法として、IASBは、①定額償却、②非償却、③企業による①、②の代替的選択、の3つのアプローチを検討した。その上でIASBは2002年12月に公表した公開草案第3号「企業結合」で、③を選択することで企業に①、②の代替的選択を認めるべきではないとの結論を出したが、同公開草案に対するコメントでも、このIASBの結論に対して概ね、同意していた<sup>37)</sup>。

この公開草案第3号「企業結合」に対するコメントの中で、企業結合で取得したのれんの会計処理についての明確な意見を表明した論者はまた、概ね①のアプローチ、すなわち定額償却を支持していた。そしてその根拠は次の3点に大別される。

- 1) 企業結合で取得したのれんは費消される資産であり、自己創設のれんに置換されるものである。償却することにより、純損益に認識すること

で、自己創設のれんを資産として認識しないことが確保される。

- 2) 概念上、償却は企業結合で取得したのれんの取得原価をその費消期間に配分する方法であり、耐用年数を確定できない他の無形固定資産および有形固定資産に対するアプローチと整合している。
- 3) 企業結合で取得したのれんの耐用年数は、満足できる信頼性をもって予測することができず、そののれんが消滅していくパターンも同様に知ることができない。しかしたとえ恣意的なものであっても、一定の期間で規則的な方法で償却することによって概念的な健全性と実用性との間の適切なバランスが許容可能なコストで得られる<sup>38)</sup>。

IASBはこれらのコメントを検討する中で、表現の忠実性という形での妥当な信頼性を、実務上可能なものとのある程度のバランスをとりながら達成することが、最も大きな課題であると考えた。そしてIAS第22号の処理、すなわち多くのコメントが支持する従来と同様の定額償却の処理では、「企業結合で取得したのれんの耐用年数およびのれんが減少するパターンは一般に予測できないが、その償却はこのような予測に左右されることに着目した。その結果、ある任意の期間の償却額は、取得したのれんの当該期間中の消費についての恣意的な見積もりとして説明するほかない<sup>39)</sup>」ことに気づいたのであった。IASBは「企業がのれんの全体的価値を維持できることを前提にすれば、のれんが資産であるならば、企業結合で取得したのれんが消費されて自己創設のれんに置き換えられるのは事実には違いないと認めても、取得したのれんの消費を反映する償却費の有用性はそれに置き換わる自己創設のれんが認識されない場合、依然として疑問であると考えている<sup>40)</sup>」のであって、「恣意的な期間でのれんの定額償却を行っても有用な情報は提供できない<sup>41)</sup>」という結論に至ったのである。

もちろんこのIASBの結論については、前述の公開草案第3号「企業結合」に対するコメントで示された第2の指摘、すなわち、概念上、のれんの償却処理は取得原価をその費消期間に配分する方法であり、耐用年数を確定できない他の無形固定資産および有形固定資産に対するアプローチと整合してい

るという点を根拠にした反論があるであろう。これについてIASBは、有形固定資産は、企業にとっての期待される物理的効用により耐用年数の上限が生じることに着目し、「のれんとは異なり、有形固定資産の耐用年数は、企業にとっての期待される物理的効用の範囲を決して超えない<sup>42)</sup>」と論じている。

その結果、2004年のIFRS第3号の公表にあたって、IASBは企業結合で取得したのれんの会計処理に対して、それまでのような定額償却の処理から、償却をせず、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年同時期に必ず減損テストを実施し、減損が生じている時のみ、減損損失を認識するという会計処理を選択したのであった。

要するにIASBは自己創設のれんの計上は否定したうえで、企業結合で取得したのれんを従来通り定額償却した場合、そののれんの償却額、ならびにその結果測定されるのれんの帳簿価額は、あくまで企業の恣意的なものにすぎないと考えているのである。従ってそのような定額償却処理は表現の忠実性という形での妥当な信頼性を担保する処理とは言えず、財務諸表の読者である利害関係者に対して、有用な情報を提供できないと考えたのである。

#### 4 のれんの本質と会計処理

これまで見てきたように、企業結合で取得したのれんの会計処理については、わが国の場合は原則、20年以内の定額償却を行う処理であり、IFRSについては2004年12月のIFRS第3号の公表と同時に、それまでの定額償却の処理から、非償却・每期必ず減損テスト実施を行う処理に転換したのであった。そして既述のように、わが国はのれんの会計処理を定額償却に修正したIFRSのエンドースメントされた基準を作成したが、これについてIFRSの文言の使用をIFRS財団から拒否されたため、修正国際基準という何ともあいまいな名称になってしまったのである。

ところで、IASBおよびわが国はのれんの本質をどのように考えているの

であろうか。この問題について、榊原英夫は著書の中で、「企業結合によって生じるのれん（被取得企業に対する支払対価の金額が、被取得企業の識別可能な純資産の公正価値を超える差額）の会計処理に関する問題を解明するためには、のれんの本質を明らかにすることが必要不可欠であると考えられる。これまでのれん会計に関して多くの理論的検討がなされてきたけれども、従来はのれんの本質とのれんの会計処理とが、それぞれ別個に検討されてきたように思われる<sup>43)</sup>」と論じている。

まさに卓見であると筆者は考える。実際、本質を同じようにとらえていれば、論理的には同一の会計処理に帰結するはずであり、また本質を全く異なるとらえていれば、異なる会計処理に帰結することが当然であると考えられるからである。そこで本節では、榊原の著書、IFRS第3号、ASBJの企業会計基準第21号および修正国際基準第1号を手掛かりとして、IASBおよびわが国ののれんの本質観を考察していくことにする。

まず榊原は著書の中で、のれんの伝統的概念と新しい概念を分けて論じている。そこでわれわれも本稿で、伝統的概念と新しい概念に分けて考察していきたい。

榊原はのれんの伝統的概念として多くの先人たちの見解を分析し<sup>44)</sup>、集約し、①識別不能無形資源説、②超過利益説（超過利益・資本還元価値説、超過利益期待説）、③総合的評価勘定説、の3つに大別している。

識別不能無形資源説について榊原は、APB意見書第16号「企業結合」や1976年FASB討議資料「企業結合および購入無形資産の会計処理に関する問題の分析」などを引用し、被取得企業に対する支払対価の金額が、被取得企業の識別可能な純資産の公正価値を超える差額が存在しているという事実は、特定されない無形の資源が存在する証拠であり、それは技術的なスキルや知識、経営、マーケティングリサーチやプロモーションのような領域における水準を超える企業の能力であるとしている。そのうえで識別不能無形資源説は、のれんの本質を特定の種類の無形資産として識別できない無形資源とみなす見解であると結論付けるが、この「識別不能無形資源説は、超過利

益概念の延長に過ぎないとみなす見解がある<sup>45)</sup>」ことを指摘している。

超過利益説はのれんの本質を超過利益の資本還元とみなす超過利益・資本還元説と、のれんの本質を超過利益に対する期待とみなす超過利益期待説とに分かれることを、榊原は著書の中で指摘している。

前者の超過利益・資本還元説はのれんの本質は超過利益を資本に還元した現在価値であると説明されることが多いが、この見解はのれんの本質に関する見解ではなく、のれんを測定する方法に関する見解であるとしている。

後者の超過利益期待説は、のれんの本質は期待される超過利益とする考え方である。そもそも「企業結合に参加する取得企業の主たる動機は、追加的な将来利益を獲得する点にある<sup>46)</sup>」のであって、取得企業が企業結合で支払う「総計コストは、被取得企業の識別可能な純資産の時価を超える場合、その超過額は、期待される追加的な収益力に関連しているのだから、追加的な将来利益についての期待がなければ、のれんに対していかなる金額も支払われることはない<sup>47)</sup>」のである。

結局、「超過利益期待説は、超過利益に対する期待の源泉として識別不能な無形資産を想定していると考えられるので、超過利益期待説と識別不能資産説の差異は曖昧なもの<sup>48)</sup>」になるが、「識別不能資産説におけるのれんの本質は、将来における超過利益に貢献する『無形資産』であるが、超過利益期待説におけるのれんの本質は、将来における超過利益の『期待』である点で、両説にけるのれんの本質には基本的な差異があると考えられる<sup>49)</sup>」のである。

総合的評価勘定説はのれんを全体としての企業の現在価値と識別可能な純資産の現在価値の差異であるとする見解である。したがってこの説によれば、のれんは識別不能無形資産の価値や識別可能な資産の現在価値についての見積もり上の誤謬を含むことになってしまう。榊原は著書の中で、「総合的評価勘定説における『全体としての企業の現在価値』と『被取得企業に対する支払価額の金額』が概念上等しいとしても、『識別可能な純資産の現在価値』は『識別可能な純資産の公正価値（時価）』とは明らかに異なるものである

と考えられるので、総合的評価勘定説は、被取得企業に対する支払価額の金額が、識別可能な純資産の公正価値（時価）を超える差額としてののれんを直接的に説明するものではない<sup>50)</sup>」と、この見解を否定している。

以上のように分析した上で、伝統的なのれんの本質概念として、榊原は超過利益期待説を支持している。これに対して新しいのれんの本質概念として、榊原は著書の中でIFRS第3号およびFASB基準書第141号によるのれん概念、そしてマ（Ma Ronald）・ポプキンス（Hopkins Roger）の提唱したのれんの本質概念を挙げている。後者についてはいささか本稿のテーマとは離れるので、ここでは前者、すなわちIFRS第3号およびFASB基準書第141号によるのれん概念を考察していくことにする。なお、IFRS第3号とFASB基準書第141号は基本的に整合するように改訂されているため、以下ではIFRS第3号の分析に従って考察していくことにする。

IASBとFASBの両審議会は、1998年および2001年のFASBの公開草案、ならびに2002年のIASBの公開草案第3号の時点で実務においてのれんとして認識されていた、6つの構成要素を挙げている<sup>51)</sup>。

- ① 取得日時点の被取得企業の純資産の帳簿価額に対する公正価値の超過分
- ② 被取得企業が以前には認識していなかったその他の純資産の公正価値
- ③ 被取得企業の既存の事業における継続企業要素の公正価値
- ④ 取得企業と被取得企業の純資産および事業を統合することにより期待される相乗効果およびその他の便益の公正価値
- ⑤ 提示する対価を評価する際の誤謬により生じた、取得企業が支払う対価の過大評価
- ⑥ 取得企業による過大支払または過少支払

このうち両審議会は①、②、⑤および⑥の構成要素については、のれんの一部には当てはまらないとする見解を表明している。すなわち①については、「それ自体で資産ではなく、被取得企業が純資産に関して認識していなかった利得を反映するもの<sup>52)</sup>」であり、②については「基本的には別個資産と

して認識される無形資産を反映する<sup>53)</sup>」としている。さらに⑤については、「それ自体で資産ではなく、また資産の一部でもなく、測定上の誤謬である<sup>54)</sup>」とし、⑥については、「概念的には取得企業の損失（過大支払いの場合）または利得（過少支払の場合）を表す<sup>55)</sup>」としている。

その上でIASBとFASBの両審議会は、③および④の構成要素をのれんの一部であるとしている。すなわち③の被取得企業の既存の事業における継続企業要素の公正価値については、「被取得企業の純資産の超過集合価値を反映する。これは被取得企業が内部創出した、または以前の企業結合で被取得企業が取得した、企業結合以前に存在しているのれんを反映する<sup>56)</sup>」としている。また④の取得企業と被取得企業の純資産および事業を統合することにより期待される相乗効果およびその他の便益の公正価値については、「企業結合により創出された超過集合価値すなわち事業を結合することで期待される相乗効果を反映する<sup>57)</sup>」としている。そして両審議会はこの2つの項目を総称して、コアのれんと表現している。

次いで両審議会はこの新しいコアのれん概念を、FASB概念ステートメント第6号「財務諸表の構成要素」ならびにIASB「フレームワーク」で定義された資産としての要件を満たすかどうかについて、検証を行っている。その結果、「IASBとFASBの両者は、コアのれんは概念上の資産の定義を満たすという結論を下した<sup>58)</sup>」のであった。

ところでこのIASBとFASBの両審議会が提起した新しいのれん概念であるコアのれんについて、榊原は著書の中で、「要するに、コアのれん概念は、『継続企業のれん』と『企業結合のれん』から構成されている。コアのれん概念のうち『継続企業のれん』は、伝統的なのれん概念に相当するのれん概念であると考えられる。したがって、コアのれん概念は、伝統的なのれん概念と比べて、『企業結合のれん』を含んでいる点にその特徴があると考えられる。別言すれば、コアのれん概念は、差額としてののれんを『継続企業のれん』と『企業結合のれん』の2つの要素から構成されるものと理解している点で、伝統的なのれん概念をより精緻化した概念であると考えられる<sup>59)</sup>」

と指摘している。

それではわが国、とりわけ ASBJ はのれんの本質概念について、どのように考えているのであろうか。ASBJ は企業会計基準や修正国際基準の中で、のれんの会計処理については論じているが、その本質については、詳細には論じていない。

ASBJ の企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」では、単に「のれんは投資原価の一部である<sup>60)</sup>」と論じているのみである。同様に修正国際基準でも、「のれんは企業結合において資産及び負債を取得するために支払う投資原価の一部<sup>61)</sup>」であり、また「のれんの構成要素の一部が超過収益力を示す<sup>62)</sup>」とも言及しているのみである。

以上、本節でのれんの本質観について考察してきたが、IFRS と ASBJ の企業結合により取得したのれんの会計処理の相違は、それぞれののれんの本質観の相違から由来しているものであろうか。

筆者の結論は否である。確かに ASBJ はのれんが投資原価の一部としており、その結果はのれんを定額償却処理する会計処理に結びつかないわけではない。しかしながら ASBJ は IASB や FASB とは異なり、企業会計基準第 21 号でも、修正会計基準第 1 号でも、のれんの本質について詳細に分析しているわけではない。むしろ定額償却処理に帰結するためにのれんが投資原価の一部であることに言及しているようにさえ、筆者には思える。また修正国際基準で言及している、いわゆる伝統的なのれんの本質概念である、超過利益期待説を示唆する超過収益力に関しても、定額償却処理と結びついているかどうかは全く不明である。

他方、IFRS の非償却・每期必ず減損テスト実施を行う処理についても、IASB はのれんの本質について詳細に分析した上で、伝統的なのれん概念に相当する「継続企業ののれん」に加えて、「企業結合ののれん」を含んだコアのれん概念を導き出したが、その本質観が必ずしも非償却・每期必ず減損テスト実施を行う処理を選択した理由となっているとは言えないように思える。

したがって企業結合により取得したのれんの会計処理を巡る IASB と

ASBJの相違は、両者ののれんの本質観の相違が原因ではないであろう。そこで次節では、両者の会計観に焦点を当てて、考察していきたい。

## 5 のれんの会計処理と会計観

はたして企業結合により取得したのれんの会計処理を巡るIFRSとASBJの相違は、何に由来するのであろうか。筆者は両者の会計観の相違に由来すると考える。

すでに明らかにした通り、IASBがIFRS第3号の開発において企業結合により取得したのれんの会計処理について、非償却・每期必ず減損テスト実施を行う処理を選択した理由は、以下の点に要約できる。

- 「(1) 取得したのれんの耐用年数及びのれんの減価のパターンは、一般に予測不能である。恣意的な期間でのれんの定額償却を行っても、有用な情報を提供することはできない。
- (2) のれんが資産である場合、(例えば広告と顧客サービスに資源を費消することなどによって) 企業がのれんの全体的な価値を維持できる場合には、企業結合で取得したのれんが費消され、自己創設のれんによって置換されるということは事実である。しかし、企業結合後における支出により創出される自己創設のれんが認識されない状況において、企業結合で取得したのれんの費消を表す償却費の有用性については疑問がある。
- (3) 厳格で実用的な減損テストを開発できれば、のれんを償却しなくても、財務諸表利用者に、より有用な情報を提供することができる。<sup>63)</sup>」

これに対してASBJがのれんの非償却について反対し、償却すべきとする意見の論拠は、まず企業結合により取得したのれんを、ASBJが企業結合において資産及び負債を取得するために支払う投資原価の一部であると考えていることである。従って「企業結合後における企業の利益は、投資原価を超えて回収された超過額であると考えられるため、当該投資原価と企業結合後の収益との間で適切な期間対応を図る観点から、投資原価の一部であるのれ

んについて償却を行うことが必要である<sup>64)</sup>」とASBJが主張している点が挙げられる。

次いで企業結合により取得したのれんについてASBJは「その構成要素の一部が超過収益力を示すとすると、競争の進展によって通常はその価値が減少するものであり、のれんの償却を行わないとその減価を無視することになる<sup>65)</sup>」と考えていることが挙げられる。

さらにASBJはIASBの企業結合により取得したのれんについて非償却・毎期必ず減損テスト実施を行う処理を選択した中心的論拠になっている、耐用年数の問題についても、「企業は、通常、買収にあたり被取得企業の事業などについて十分な分析を行ったうえで買収するか否かを決定するため、耐用年数の見積りは可能であると考えられる<sup>66)</sup>」としている。そして「のれんの減価のパターンは合理的に予測可能なものではないという意見があるが、ある事業年度において減価が全く認識されない可能性がある方法よりも、一定の期間にわたり規則的な償却を行うことにより、毎期の減価を認識する方法が合理的と考えられる<sup>67)</sup>」としている。その上で、「耐用年数や償却されるパターンに関する見積りの難しさはのれんに限定されたものではなく、有形固定資産の減価償却についても同様である<sup>68)</sup>」として、耐用年数の問題を主要な論拠に、のれんの償却を否定しているIASBの考え方を批判しているのである。

筆者はASBJの企業結合により取得したのれんの会計処理に関する考え方には、その根底に伝統的会計観である、収益費用観 (Revenue and Expense View) が存在すると考える。

収益費用観は利益を1期間の収益と費用にもとづいて定義する会計観である。すなわち、まず当期の収益と費用を認識の面からは発生主義・実現主義・費用収益対応の原則に、測定の間からは取得原価主義にもとづいて定義し、その定義にもとづいて収益と費用を決定する。その上で利益を1期間の収益と費用との差額にもとづいて定義する。したがって、基本的には次期以降の収益・費用になるために繰り延べられる未解消項目、ならびに収益・費

用とは無関係な項目が資産および負債として貸借対照表に収容されることになる。

これに対して収益費用観に対する批判から生まれた新しい会計観が資産負債観 (Asset and Liability View) である。この会計観では、まず利益を1期間における営利企業の正味資源の増分の測定値と考え、利益を資産・負債の増減額にもとづいて定義する。したがってまず何よりも資産と負債を正しく定義し、そしてその定義にもとづいて資産・負債を決定するのである。そしてその結果として、収益は資産の増加額および負債の減少額と、反対に費用は資産の減少額および負債の増加額として定義される<sup>69)</sup>。

この収益費用観・資産負債観という2つの会計観の中で、投資原価の一部であり、企業結合後の収益との間で適切な期間対応を図るといった、ASBJが修正国際基準の中で企業結合により取得したのれんの償却処理を主張する論拠の多くは、明らかに収益費用観の考え方である。もっとも償却処理自体が費用配分の論理にもとづいた考え方であり、これは当然伝統的な会計観、すなわち収益費用観にもとづいた処理といえる。

これに対してIFRS第3号においてIASBは、その収益費用観にもとづく償却処理を禁止している。その理由として会計観を挙げてはいないが、根底にはIASBが、そしてFASBが、その基本的会計思考として、資産負債観を採用していることを前提にしていることが当然あると言える。既述のように資産負債観は伝統的な会計観である収益費用観に対する批判から始まった、アングロ=サクソンの会計思考である。従って収益・費用の認識の基準である発生主義・実現主義・費用収益対応の原則、および測定基準である取得原価主義とは異なる、認識・測定基準を設けることになる。それが認識については、契約をベースにした認識基準であり、測定については公正価値測定基準であると言える。

ところでIFRS第3号でIASBが選択した企業結合により取得したのれんの会計処理は、非償却・每期必ず減損テスト実施を行う処理である。一般には減損、すなわち每期必ず減損テスト実施を行う処理が強調されるが、のれ

んの減損処理は公正価値測定、すなわち資産負債観にもとづく測定基準を意味するものではない。

そもそも減損とは、特定の資産についてその収益性が当初予想を低下した時にのみ、その資産の価格の下落の帳簿価額への反映を試みる手続きであり、評価益の計上は認められていない。そういう意味では減損は保守主義の原則の適用であって、棚卸資産への低価法の適用や設備資産の臨時償却など、伝統的な会計処理に共通する考え方である。実際、収益費用観にもとづくASBJの、すなわちわが国ののれんの会計処理において、償却処理をした場合も、定額償却をした後ののれんの帳簿価額に対して、収益性が下落している際には、さらに減損を適用する規定になっている。

この資産の減損が公正価値測定には該当しないという事実については、IASBもこれを明言している。すなわちIFRS第13号「公正価値測定」では、公正価値と何らかの類似性はあるが公正価値ではない測定として、IAS第2号「棚卸資産」における正味実現可能価値とともに、IAS第36号「資産の減損」における使用価値を挙げている<sup>70)</sup>。従って資産の減損は公正価値測定を測定基準とする資産負債観の思考ではないと言える。

そういう意味で、IFRS第3号でIASBが選択した企業結合により取得したのれんの会計処理、すなわち非償却・每期必ず減損テスト実施を行う処理は、減損処理に意味があるものではない。償却処理をしないこと（非償却）にこそ、意味があるのであって、保守主義の見地から減損処理を付加しているにすぎないのである。

実際、世界的に見ると、企業結合により取得したのれんの会計処理については、非償却・每期必ず減損テスト実施を行う処理が標準処理であるとは決して言えない。例えばフランコ=ジャーマン的会計思考を持つ、ドイツやフランスでは、他のEU諸国と同様、上場会社の連結財務諸表ではIFRSを強制適用しており、その点では非償却・每期必ず減損テスト実施を行う処理を採用しているが、個別財務諸表および非上場会社については基本的に国内基準を適用している。そしてその国内基準では、原則として償却処理を採用し

ているのである<sup>71)</sup>。ドイツやフランスがその国内基準において、アングロ＝サクソン型会計思考である資産負債観を採用していないことは明確であり、そういう点からも、企業結合により取得したのれんの会計処理の相違は、その会計観の相違に起因するものであると、筆者は考えているのである。

## 6 結び

本稿で筆者は企業結合により取得したのれんの会計処理を題材に、IASBとわが国の会計観を考察してきた。そしてその結論は以下のとおりである。

2004年にFASBと協調してIFRS第3号を公表したIASBは、アングロ＝サクソン型会計思考である資産負債観を採用していることから、企業結合により取得したのれんの会計処理として、非償却・每期必ず減損テスト実施を行う処理を採用した。これに対して基本的には収益費用観を採用しているわが国は、ASBJによって削除・修正を行い、企業結合により取得したのれんの会計処理として、定額償却処理を採用した修正国際基準を採用した。両者の会計処理の相違は、その会計観の相違に起因するものである。従って、ASBJが公表した修正国際基準に対して、IASBが、IFRSの文言の使用を拒否したことも、ある意味では当然の帰結であったのである。なぜならば、収益費用観を否定し、資産負債観を採用しているIASBにとって、収益費用観の論理である費用配分の償却処理を採用しているASBJの修正国際基準に対してIFRSという文言の使用を容認することは、論理矛盾を起こしてしまうと言え、到底、受け入れることができなかつたからである。

ところで、IASBの会計基準は資産負債観の論理で統一されているのだろうか。そこで本稿では最後にこの点について若干の考察を試みていきたい。

既述のようにIASBののれんの会計処理を巡る議論の中でも、定額償却処理を主張する意見の中に、この点に関する指摘が存在している。すなわちIFRS公開草案第3号に対するコメントの中で、定額償却を支持する論拠としての、「概念上、償却は企業結合で取得したのれんの取得原価をその費消

期間に配分する方法であり、耐用年数を確定できない他の無形固定資産および有形固定資産に対するアプローチと整合している<sup>72)</sup>」というものである。

これに対するIASBの答えも本稿で既に明らかにしている。すなわち有形固定資産は、のれんとは異なり、その耐用年数は、企業にとっての期待される物理的効用の範囲を決して超えないというものである。実際、IASBはのれんだけではなく、耐用年数の確定できない無形固定資産についても、償却という手段を選択せずに、非償却を選択している。すなわち「無形資産の会計処理は耐用年数を基礎とする。耐用年数を確定できる無形資産は償却し、耐用年数を確定できない無形資産は償却しない<sup>73)</sup>」のである。

従ってIASBは有形固定資産や耐用年数の確定できる無形固定資産については償却処理を、そしてのれんや耐用年数の確定できない無形固定資産については非償却処理を規定している。換言すれば、有形固定資産や耐用年数の確定できる無形固定資産については収益費用観を、のれんや耐用年数の確定できない無形固定資産については資産負債観を適用していると言える。

そういう点ではIASBの現行の会計制度は決して資産負債観のみに立脚したものではないと言える。伝統的な会計観である費用配分の論理に基づく償却を、有形固定資産や耐用年数の確定できる無形固定資産については採用しているからである。もしも、IFRSが完全に資産負債観に基づいているのであれば、有形固定資産や耐用年数の確定できる無形固定資産についても、償却とは異なる、資産負債観に基づく処理を設計する必要があるであろう。

筆者は資産の種類によって複数の異なる測定属性を適用することは容認できると考えている。しかしながら複数の異なる会計観を1つの貸借対照表に統合することは、到底、許容できないと考えている。ハイブリッド観なる会計観も現れているが、この場合も、1つの貸借対照表の中に2つの会計観が混在することになってしまう。そういう点では、収益費用観と資産負債観を会計観と捉えることにも、再考が必要なのではないだろうか。

そのうえ、例えばIASBはリース取引について、使用権モデルという新しいモデルを開発し、包括的なリース会計に関する新基準IFRS第16号「リー

ス」を、2016年1月に公表した<sup>74)</sup>。これは従来のリース会計基準に従えば、ファイナンスリースとオペレーティングリースという非常によく似た取引について、一方は売買処理を、もう一方は賃貸借処理をすることになってしまうという矛盾を解決するためであった。

有形固定資産や耐用年数の確定できる無形固定資産と、のれんや耐用年数の確定できない無形固定資産とに対して、一方は償却処理を、他方は非償却処理を適用する会計制度も、まったく同じような矛盾をはらんでいるのではないだろうか。

- 
- 1) 企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」2013年6月、4項。
  - 2) ASBJは2015年6月に修正会計基準第1号の公表と同時に、修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」を公表している。
  - 3) IASB, *IFRS No.3, "Business Combinations"*, March. 2004. なお、研究にあたっては2008年1月修正版を使用した。
  - 4) IASB, *op.cit.*, 32.
  - 5) *Ibit.*, 54.
  - 6) IASB, *IAS, No. 38, "Intangible Assets"*, May, 2014. なお、IAS第38号は当初、IASBの前身である国際会計基準委員会（International Accounting Standard Committee；以下、IASCと略称する）によって1998年9月に公表され、2001年4月にIASBより承認を受けたが、2004年3月改訂され、2008年1月に企業結合プロジェクトの第1フェーズの一環として再度修正された。さらに2014年5月に、どのような場合に収益に基づく償却方法の使用が適切であるのかを明確化するため、修正された。研究にあたっては2014年修正版を使用した。
  - 7) IASB, *IAS, No. 36, "Impairment of Assets"*, May 2013. なお、IAS第36号は当初、IASCによって1998年6月に公表され、2001年4月にIASBより承認を受けたが、その後2004年3月および2008年1月に企業結合プロジェクトの第1・第2フェーズの一環として改訂され、2013年5月に「非金融資産に係る回収可能価額の開示」により、修正された。研究にあたってはこの2013年修正版を使用した。
  - 8) IASB, *op.cit.*, B63(a).
  - 9) IASC, *IAS, No. 38, 9~17.*

- 10) *Ibit.*, 11.
- 11) *Ibit.*, 3.
- 12) *Ibit.*, 89.
- 13) *Ibit.*, 107.
- 14) *Ibit.*, 108.
- 15) IASC, *IAS*, No. 36, 10.
- 16) *Ibit.*, 80.
- 17) *Ibit.*, 90.
- 18) *Ibit.*, 104.
- 19) *Ibit.*, 90.
- 20) *Ibit.*, 124.
- 21) ASBJ、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」2013年5月。企業会計基準第21号は2003年10月に企業会計審議会より公表され、2008年12月および2013年5月にASBJによって改正され、現在に至っている。
- 22) 同上、32項。
- 23) ASBJ、企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」2013年9月、76項。
- 24) 同上、77項。
- 25) 同上。
- 26) 同上。
- 27) IASC, *IAS*, No. 22, “*Business Combinations*”, April, 2001. なお、IAS22号は当初、1983年11月に「企業結合会計」(*Accounting for Business Combinations*) という名称で公表され、1993年に「企業結合」という名称の改訂版が公表され、1998年にも改訂版が公表された。その後2001年4月にIASBより承認を受けたが、2004年のIFRS3号の公表とともに廃止された。
- 28) *Ibit.*, par. 41.
- 29) *Ibit.*, par. 44, 50, 56.
- 30) IASB, *IFRS No.3, part B*, Background information 参照。
- 31) APB, *Opinion No. 17*, August, 1970, par. 21
- 32) *Ibit.*, par. 23.
- 33) IASB, *IFRS No.3, part B*, BC157.
- 34) *Ibit.*, BC158.
- 35) *Ibit.*, BC159.
- 36) *Ibit.*, BC161~165.
- 37) IASB, *IAS No.36, part B*, BC131C.
- 38) *Ibit.*, BC131D.
- 39) *Ibit.*, BC131E.

- 40) *Ibit.*
- 41) *Ibit.*
- 42) *Ibit.*, BC131F.
- 43) 榊原英夫著『のれん会計と減損会計』2015年・同文館出版、p. 3。
- 44) のれんの本質概念については、これまでに多くの論者が様々な名称の説を提起している。例えば、超過収益力説、差額説、潜在的無形資産説、相乗効果説、シナジー説などである。榊原はこれの諸説を3つに大別している。
- 45) 榊原英夫著、前掲書、p. 5。
- 46) FASB, “*Discussion Memorandum : An analysis of issues related to Accounting for Business Combinations and Purchased Intangibles*, 1976, par.150.
- 47) *Ibit.*
- 48) 榊原英夫著、前掲書、p. 9。
- 49) 同上。
- 50) 同上、pp. 10～11。
- 51) IASB, *IFRS No.3*, part B, BC313.
- 52) *Ibit.*, BC314.
- 53) *Ibit.*
- 54) *Ibit.*, BC315.
- 55) *Ibit.*
- 56) *Ibit.*, BC316.
- 57) *Ibit.*
- 58) *Ibit.*, BC323.  
FASBはのれんは一般的に将来の経済的便益を提供するもので、被取得企業の方針および経営に関して指示できる能力は、取得企業の支配を立証するものであるとして、のれんが取得企業の資産の要件を満たすとしている。( *Ibit.*, BC319～321.)  
またIASBはコアのれんはその将来の経済的便益が企業に流入すると予測される資源を言う結論付け、その上でFASBと同様、コアのれんの支配は、取得企業が被取得企業の方針および経営を指図するパワーによって提供されるという結論を下した。( *Ibit.*, BC322～323.)
- 59) 榊原英夫著、前掲書、pp. 26～27。もちろん榊原は伝統的なのれん概念の議論の中でも、少数の論者だけがコアのれん概念のうち「継続企業のれん」に加えて「企業結合のれん」に相当するのれん概念について言及していることも指摘している。
- 60) ASBJ、企業会計基準第21号、105項。
- 61) ASBJ、修正会計基準第1号、15項。
- 62) 同上。
- 63) 同上、13項。
- 64) 同上、15項。

- 65) 同上。
- 66) 同上。
- 67) 同上。
- 68) 同上。この他にASBJは、自己創設のれんの非計上との整合性について、企業結合で取得したのれんの事後測定は別の議論であるとしている。また費用配分を行う償却と回収可能価額に着目する減損テストは、目的が異なっているため、減損テストによって償却を補うことはできないことなどから、減損テストでは、企業結合で取得したのれんについて生じた減価を示すことはできないと考えられるとしている。
- 69) 収益費用観、資産負債観という用語は、FASBが公表した1976年の討議資料『財務会計および財務報告のための概念フレームワークに関する諸問題の検討：財務諸表の構成要素およびそれらの測定』(Discussion Memorandum, "an analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting : Elements of Financial Statements and Their Measurement")の中で初めて明らかにされたアングロ=サクソンの会計思考である。なおわが国では収益費用アプローチ、資産負債アプローチという訳語が使われることも多いが、本稿では収益費用観・資産負債観という用語を用いる。なお、両会計観の計算構造については、拙稿「資産負債アプローチの計算構造と収益の認識」杏林大学『杏林社会科学研究』第27巻第4号、および「収益費用アプローチと資産負債アプローチの計算構造～固定資産の減価償却と減損を巡って～」杏林大学『杏林社会科学研究』第29巻第4号を参照されたい。
- 70) IASB, IFRS No.13 "Fair Value Measurement", May, 2011, 6.
- 71) 例えばフランスではのれんについて、「のれんは、正ののれんについてはその効果の及ぶ期間にわたって、負ののれんについては取得の実態に基づいた適切な期間で、規則的に償却されなければならない」と規定している。(Comité de la Réglementation Comptable, CRC Règlement, 99-02, 21130)
- 72) 注記38参照。
- 73) 同12参照。
- 74) IASB, IFRS No.16, "Leases", January. 2016.